

会員規約

名称

本スクールは群馬渋川スイミングスクールと称します。（以下、本スクール）

位置

本スクールは群馬県渋川市渋川1638の1号に置きます。

運営目的

群馬渋川スイミングスクールは、近代的スイミングスクールとして社会体育の大切な使命を持っています。そして(財)日本水泳連盟公認基礎水泳指導員が、本スクールの指導カリキュラムに基づいて年齢、体力、泳力に応じて、正しく、安全に基礎から水泳の指導を行います。

運営管理

本スクールは、会員と利用者の安全、本スクールの適切な運営管理のために。会員または利用者、来校者に対して必要な指示を行うことができ、会員または利用者、来校者はこれに従うものとします。

会員制

本スクールは会員制とします。

サービス内容、利用方法、会費、遊泳料金、各種手続きについては別に定めます。

会員以外の方も施設の利用を認めることがあります。この場合、当該利用される方にも本規則を適用します。

入会資格

各教室、遊泳に定める資格に該当し、本スクールの趣旨に賛同、各規則を守っていただける方。

本スクールにご入会いただく方は安全に運動が行なえる方とさせていただきます。

次に該当する場合の入会はお断りいたします。

- ① 入れ墨、タトゥーがある方。
- ② 暴力団や反社会的な団体、それらに関係する方。
- ③ 医師等により運動の制限を受けている方。
- ④ 人に伝染または感染する恐れのある疾病を有する方。
- ⑤ その他、本スクールが不適當と認めた場合。

また、入会後であってもこれらの項目が判明した時点で退会の措置をとらせていただきます。

会員資格の喪失

以下に該当する場合は会員資格を失うことがあります。

- ① 会費を滞納し、請求期限日までに支払われない場合。
- ② 教室のご利用がない状態のまま、数か月以上連絡がつかない場合。
- ③ 本規約や規則、本スクール職員の指示に従わない場合。
- ④ 入会申込時に虚偽の申告をされていたことが判明した場合。
- ⑤ 会員本人の健康状態により本施設の利用が難しいとみなした場合。
- ⑥ 会員本人が死亡されたとき。

教室・遊泳利用の変更

本スクールのカリキュラムで運営しておりますが、教室や遊泳や内容を変更することがあります。臨時の教室開催につき、利用の制限や時間変更をすることがありますのでご了承ください。

損害賠償責任／保険／免責

本スクールの責と認められる事故については本スクールが加入する傷害保険内での保障をいたします。職員の指示や規則に従わないで発生した怪我や事故については一切損害賠償責任を負いません。利用者同士の間で生じたトラブルについても、本スクールは責任を負いません。

交通事故／盗難

本スクール内及び駐車場で発生した交通事故、盗難については当スクールは一切の責任を負いません。

休校／廃止

本スクールは別に定める休校日以外に次の事由により、休校または廃止することがあります。尚、その際の会員への補償はありません。

- ① 異常気象（台風、大雪その他）災害、地震、近隣の事故等により業務遂行に支障があるとき。
- ② 施設の改修、補修、整備等各工事のとき。
- ③ 法令の制度改廃、社会、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

禁止事項

会員または一般遊泳利用者、来校者は当スクール内で以下の行為を行ってはいけないものとします。

- ① 利用者以外のプール及びプールサイドへの立ち入り。
- ② 職員専用エリアへの立ち入り
- ③ 許可なくビデオ、カメラや撮影機能をもつ機器で撮影すること。
- ④ 職員の指示以外でのプールへの飛び込み。
- ⑤ 高額な物品や多額の現金を持ち込むこと。
- ⑥ 物品の販売や運動指導等、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動を行うこと。
- ⑦ 本スクールの備品、建物を傷つけたり壊すこと。
(万一傷つけたり壊した場合はその賠償の責を負うものとします)
- ⑧ 他人の持ち物に触れること。
- ⑨ 酒気を帯びたまま当スクールに立ち入ること。
- ⑩ 痴漢、覗き、露出、唾を吐く等法令・公序良俗に反する行い。
- ⑪ 刃物など危険物の校内への持ち込み、他の会員（本スクール）に対しての暴言、暴力、嫌がらせなどの恐怖を感じる行為。

規約の改正

本規約の改正は、本スクールが必要に応じてこれを行うことができます。会員はあらかじめこれに同意するものとします。